

凡例

本書において用いる法令等の略語は、以下のとおりである。

- 1 条例 札幌市火災予防条例（昭和48年札幌市条例第34号）
- 2 規則 札幌市火災予防規則（昭和48年札幌市規則第64号）
- 3 予防規程 札幌市火災予防規程（平成7年札幌市消防長訓令第3号）
- 4 予防要綱 札幌市火災予防事務処理要綱（平成9年3月14日札幌市消防局長決裁）
- 5 法 消防法（昭和23年法律第186号）
- 6 組織法 消防組織法（昭和22年法律第226号）
- 7 政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- 8 省令 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- 9 危政令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- 10 危規則 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- 11 危告示 危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）
- 12 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- 13 建基令 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- 14 （公財） 公益財団法人
- 15 （一財） 一般財団法人
- 16 （公社） 公益社団法人
- 17 （一社） 一般社団法人
- 18 J I S 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条の規定により制定される産業標準

留意事項

本書の表記等に係る留意事項は、以下のとおりである。

- 1 法令名を付さず、条項等を記載しているものについては、札幌市火災予防条例の条項等を指す。
- 2 各条文の解説について、一般的には【趣旨】において当該条文の概略、制定の経緯、歴史的背景等について記し、【解説】においてその条文の各項・号の意図しているところや目的について記している。
- 3 次の場合は、【参考】（第4章は《参考》という表記）として記している。
 - （1）条文を解釈する際の参考資料としている場合
 - （2）条文を解釈する際に必要とされる解説・考え方を示す場合（第4章関係）
 - （3）条文の制定経緯として火災事案が関連している場合
- 4 各条文の解説には、どの条文の解説を閲覧しているのか容易に分かるように、右上に「【第1条（目的）】のように条名・見出しを付している。その際、見出しが長い条については、「【第35条（少量危険物の貯蔵・取扱いの技術基準）】のように略称を用いている。
- 5 【解説】において「～望ましい。」としている事項は、条例の義務規定ではないが、過去の災害事例に係る分析結果に基づき、当該内容を遵守することによって、自己・他人の命はもとより、自己・他人の財産被害を防止し、軽減するなど、火災予防及び火災被害の軽減に直結する事項である。
- 6 条例別表のうち、別表第3は第3章に係る関連条文の【解説】において個別に記し、別表第5は第4章（概要）に【参考】として記している（別表第1、別表第2及び別表第4は、過去の条例改正において「削除」としている。）。